

公告 第781号

## 組合規程の廃止について

令和8年2月24日付 SCSK 健発第479号をもって、以下の規程を廃止することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、別添のとおり公告する。

令和8年3月2日

SCSK健康保険組合  
理事長 小林 良成

### ■廃止する規程

- ・被保険者証管理規程

以上

# SCSK健康保険組合 被保険者証管理規程

## (目的)

第1条 この規程は、当組合における健康保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)の管理についての基準を定め、被保険者証の適正な管理を図ることを目的とする。

## (保管責任者)

第2条 被保険者証の保管責任者は、常務理事とする。

## (保管方法)

第3条 被保険者証は、鍵のかかる書庫等に納め厳重に保管するものとする。

## (受入れ及び払出し)

第4条 被保険者証を受入れたとき、又は交付したときは、その年月日及び数量を受払簿へ記録し、その取扱いを明確にするものとする。

## (受払簿の様式)

第5条 被保険者証の受払簿の様式は別紙のとおりとする。

## (無効証及び廃棄処分)

第6条 被保険者資格喪失等の事由により返納された被保険者証又は書損となった被保険者証は組合印に穿孔処理を行った後、廃棄するものとする。

2 被保険者証の廃棄は、常務理事の決裁を経て処分するものとする。

## (再交付手数料)

第7条 本人の過失により被保険者証を滅失等した場合は、再交付の際に手数料を徴収するものとし、申請を行う者は定められた方法で、その手数料を当組合に支払うものとする。

2 手数料は、原則として被保険者証一枚につき 500 円(税込)とし、被保険者は申請時に、当組合が指定する銀行口座へ同金額の振込みを証するもの(振込利用明細書等)を再交付申請書に貼付するものとする。

3 盗難、火災等特段の理由がある場合は、別途証明書(被害届、罹災証明等の写し)を添付することで手数料を免除することができるものとする。

ただし、天災等証明書の添付が不要であると当組合が認めたときは、この限りでない。

## (規程の変更)

第8条 この規程に定めのない事項、及びこの規程の変更は理事会の議決によらなければならない。

附則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。